

■ 総合仮設工事

1) 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の建物、道路（道路内の埋設物の位置）、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面等に記録を残し工事完了後の状況と比較判断できるようにする。

- a. 敷地測量、境界杭の確認
- b. 敷地外のレベル測定
- c. 敷地および周辺の現状写真撮影
- d. 道路内埋設物の位置確認
- e. 必要に応じて近隣家屋の調査

2) 工事共通施設

a. 仮囲

敷地の周囲にはH = 3m の低単管φ48.6mmを用い、建地控えは3.6m間隔とし、必要また、安全上、防犯上支障の無いよう使用する。

万能鋼板	H=
ガードフェンス	H=
A型バリケード	

とし、万能鋼板 H=3.000 を取り付ける。
パンチング孔鋼板を使用する。
コンス、またはA型バリケード、安全ロー

5m
m
m

b. 仮門（ゲート）

東面のメインゲート H :
南面のサブゲート H :
なお、ゲートは施錠できるものとする。

電動シャッター 1台
蛇腹式パネルゲート 1台
警備員を配置するする。

c. 仮設建物（組立ハウス）

工事用の仮設建物は下記の通り
工事事務所のほか、便所・倉庫
を設置する。配置は総合仮設

・警備員詰所・現場打合せ室・左官小屋

- (1) 監督員事務所 + 会議室 11.0m × 2.2m × 2 連平屋 (23.7 m²)
- (2) 施工者事務所 + 会議室他 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 4 連 2 階建て (95.0 m²)
- (3) 作業員休憩所 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 4 連平屋 (48.5 m²)
- (4) 倉庫他 コンテナハウス 5.4m × 2.2 × 1 連平屋 (11.8 m²)
- (5) 監督員用トイレ (大 小 兼用) 900 × 1,200 1 セット
- (6) 施工者用トイレ (大 1 + 小 1) 1,800 × 1,200 1 セット
- (7) 作業員用トイレ (大 1 + 小 1) 1,800 × 1,200 2 セット

トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。

(8) ガードマンハウス 1.800×1.800 1箇所 出入り口付近に設置する。

d . 電気・給排水

(1) 工事用電力

現場南側の電柱より高圧を引き込み、125KW キュービクル変電設備を設け受電する。
場内 3 箇所に分電盤と水銀灯を設置する。

躯体の立上りに合わせて分電盤を設置する。

(2) 工事用給排水

仮設給水は東側道路からメーターより先は外周側排水は場内東側にノック躯体の立上りに合わせて場内出入り口付近と詰所取り付け使用する。
必要個所にバルブを設ける。
桟より排水本管に排水する。
の給水口を設ける。
用の流し場を設け給排水する。

(3) 情報通信回線の引込み

監督員事務所には NTT 引込み、電話と FAX を兼用する。
施工者事務所には NTT 及びインターネット用と計 3 回線を引き込む。

(4) ガスの引込みは行わない

e . 搬入路 (場内)

車輛が進入する部分は、鉄杭引きとする。

f . 駐車場

場内には設けるスペースがないため、周辺の場所を借地して駐車場とする。

g . 場内安全通路

建物の周囲には最少幅 1.0m 確保する。

h . 荷揚げ・荷下ろし設備

躯体施工時	30 t / m	1 基
	10 ~ 50 t / m	1 台
仕上施工時	ロングス	(Kg) W=5400 1 基
	10 ~ 50 t / m	1 台

i . 運搬 (材料の搬出入)

原則として 4 t 車を使用する。

3) 足 場

内外の足場すべては労働安全衛生法に適合するように組み立てる。

地足場		1,155	m ²
地下外部足場		386	〃
鉄骨吊り足場		458	〃
外部足場	W=1.200	1,950	〃
	W=900	327	〃
	ブラケット足場	96	〃
内部足場	吹き抜	1,152	m ³

a. 地足場（鉄筋足場）

- （１）地足場は捨てコンクリー
配筋、型枠組立・解体、
- （２）鉄筋の荷重を足場につ
- （３）安全通路は足場板 4 枚敷
- （４）建地は基礎底版の中に立
物を使用する。

までの間に耐圧盤および基礎・地中梁の
に単管パイプにて地足場を組み立てる。
筋には配筋用金物を使用する。
は足場板 2 枚敷きで手すりを設置する。
下室となる場合は止水板付きの既製の金

b. 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後
W = 600 の枠組足場とし、作
場を使用する。

組立のために足場を組み立てる。足場は
。またスロープの外部側はブラケット足

c. 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業およ
の際、小梁部分には鉄骨がな
吊足場間に組み立てる。ま

骨にハイステージを取り付けて行う。そ
設の H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、
防止のための水平ネットを張る。

d. 外部足場

本工事は躯体の施工および
を架設する。
全周 W = 900mm の枠組足場
は鋼製布板 W=500 と W=2
設とともに階高に応じた高
架設の方法等詳細は外部足

要とするため、建物の外壁に沿って足場
：W = 1200mm とする。作業床について
鉄骨建方完了後に行い、コンクリート打
場の外側はメッシュシート張りとする。

鉄骨工事に関連する、垂直養生・交紙足場・溶接用足場・梁配筋用足場については「鉄骨
建方施工計画書」に記載する。

e. 内部足場

- （１）階段室および 1 階の吹抜け部分には型枠支保工兼用の作業足場を架設する。
架設の方法は別紙内部足場図による。
- （２）脚立足場

踏み板付き脚立 高さ 1.8m、1.2m を使用する。

脚立足場は、足場板をゴムバンド等で固定して、3点支持で使用する。

(3) ローリングタワー

1,500mm×1,500mm 高さ 3 段組 + 手すり 1m

(4) 可搬式作業台 W500×L1,500 H(1,050~1,750)

(5) 作業台(セーフティベース) W1,000×L3,000 H(750~1,050)

f. 安全施設

(1) 外部足場には墜落と落下
水平ネットを張る。

きに外壁と足場の間に隙間がないように

(2) 各階の開口部で高所作業
り、誰もが利用出来るよう

と安全帯用の親綱を高さ 90cm の所に張

(3) 施設の詳細および数量等

4) 型枠支保工

a. 支柱の高さが 3.5m 以上の
い、労働安全衛生法に適合し

全衛生法第 88 条第 2 項により届出を行

b. 支保工の詳細および数量等

5) 建物の基準墨出し

a. 建物通り芯

設計図書に明示された寸法に
ける。

逃げポイントを記録し監理者の検査を受

b. 敷地周囲の工事に干渉されな

は返り墨)を出し、これを保存する。

c. 基準陸墨

敷地周囲の工事に干渉されな

クを設置し保存する。

d. 注意事項

(1) レベルおよびトランシッ
っておく。

意し、定期的に検査を行い常に精度を保

(2) 墨出しの表示記号を統一

る。

(3) 主要部の墨出しには必ず

る。

(4) 表示杭、表示鉋は動かな
しておく。

養生し、ペンキ等にてすぐ分かるように

(5) 基準墨・ベンチマークは時々検査する。

参考資料

■ 労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）

1) 労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等

（30日前までに労働基準監督署長に届出なければならないもの）

型わく支保工.....支柱の高さが10メートルを超えるものに限る。

架設通路.....高さおよび幅が10メートル以上のものに限る。

（ただし、6メートル未満のものについては、高さ10メートル以上のものに限り、労働安全衛生法第88条2項の規定は適用しない。）

足場.....つり足場、移動式足場、作業用足場、作業用足場以外の足場にあつては、高さが10メートルを超えるものに限る。

（ただし、6メートル未満のものについては、高さ10メートル以上のものに限り、労働安全衛生法第88条2項の規定は適用しない。）

（ただし、6メートル未満のものについては、高さ10メートル以上のものに限り、労働安全衛生法第88条2項の規定は適用しない。）

該当しないので省略

機械類.....（次頁「労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）」参照）

2) 労働安全衛生法第88条3項により届出が必要な設備等

（30日前までに厚生労働大臣に届出なければならないもの）

建設工事

3) 労働安全衛生法第88条4項により届出が必要な設備等

（14日前までに労働基準監督署長に届出なければならないもの）

事

（1）高さ31mを超える建設物

（除く）の建設、改造、解体または破壊の

仕事。（高さとはグラウンド面からの高さとする。）

（2）掘削の高さまたは深さが10メートルを超えるもの（掘削の

掘削（ずい道等の掘削および岩石の採取

のための掘削を除く）の作業

作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入

らないものを除く）を行うもの

るもの

機械類の設置時届出（安衛則別表7）

て2通 ●提出先は労基署

	対象となる機械設備	届出書類
1	クレーン設置届(様式2)	
	つり上げ荷重3t以上のクレーンを設置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあつては1t以上)	クレーン明細書 クレーン組立図 3. 構造部分の強度計算 4. 施工計画図 イ) 据え付け箇所の周囲の状況 ロ) 基礎の概要 ハ) 走行クレーンにあつては走行する範囲

2 クレーン、移動式クレーン設置報告書(様式 9)			
	つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあっては 0.5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時	クレーンを設置する前	施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証
3 デリック設置届(様式 23)			
	つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時		デリック明細書 デリック組立図 構造部分の強度計算書 施工計画図 (1) 据え付け箇所の周囲の状況 (2) 基礎の概要 (3) 控えの固定の方法
4 エレベーター設置届け(様式 26)			
	積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時		エレベーター明細書 エレベーター組立図 構造部分の強度計算書 据え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控え固定の方法
5 エレベーター、簡易リフト設置 報告書			
	積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満のエレベーター又は簡易リフトを設置しようとする時		機械設置計画図
6 建設用リフト設置届(様式 30)			
	ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)		建設用リフト明細書 建設用リフト組立図 構造部分の強度計算書 据え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控えの固定方法
7 クレーンデリックエレベーター建設用機械設置届(様式 4)			
	クレーン、デリック、エレベーター等建設用機械を設置し落成検査を受けようとする時		申請書面のみ 荷重試験、安定度試験に必要な荷重及び玉具を準備し検査
7 ゴンドラ設置届(様式 10)			
	事業者がゴンドラを設置しようとする時	設置工事を開始する日の 30 日前まで	1. ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、固定方法を記載した書面